

自治会等の連合組織

自治会等で活動が難しい内容や、多くの人に関わることで活動の成果がより得られるものについては、小学校区連合自治会を含む地域の各種団体が連携した「校区まちづくり組織」で行うという流れになってきています。また、小学校区を超えた自治会等の課題については、校区まちづくり組織等の代表者で構成される明石市連合まちづくり協議会が解決に取り組みます。

明石市の自治会等

自治会等は次のように組織されています。

範囲	組織の名称	役割等
市全体	明石市連合まちづくり協議会	校区まちづくり組織等の代表者によって組織される会。各小学校区間の情報共有と連携強化、小学校区を超えた課題解決、行政との協働を図ります。
概ね小学校区	校区（地区）連合自治会	各小学校区の自治会・町内会長で組織。単位自治会等が情報を共有したり、連携・協力して活動を行います。
	校区まちづくり組織	校区連合自治会や地域で活動するさまざまな団体が連携した組織。校区の課題解決にあたり中心的な役割を担います。
地 域	自治会・町内会	一定の地域区画をもち、自主的な地域活動を実施。まちづくりの基礎的な組織です。

「明石市連合まちづくり協議会」

各小学校区の代表者等が集まり、定期的に役員会や理事会（全体会）を開催し、連合まちづくり協議会の事業や共通する課題について協議をしたり、市の事業の報告を受けたりしています。

主な事業

- ・「自治会・町内会新会長研修会」「協働のまちづくり講演会」を開催（市との共催）
- ・「自治会・町内会ガイドブック」の作成（市との共催）
- ・「自治会・町内会加入促進マニュアル」の作成（市との共催）
- ・兵庫県宅地建物取引業協会明石支部、市の3者で自治会加入促進協定を締結
- ・広報紙「明石のまちづくり」の発行
- ・まちづくり先進地視察
- ・市へまちづくり提案を行う
- ・市・県等が担当する各種審議会に地縁組織の代表として出席 等

「校区（地区）連合自治会」と「校区まちづくり組織」

- ・校区まちづくり組織は、校区連合自治会や、中学校・小学校・幼稚園PTA、校区子ども会、校区高年クラブ、民生委員・児童委員などで構成されるのが一般的になっています。

- ・これらの団体以外に、保育所、幼稚園、小学校、中学校の学校関係、学童保育、スポーツクラブ 21、防犯協会、スクールガード、各種ボランティア団体、消防団などに加え、漁業協同組合、商店街振興組合などが参加している校区もあります。
- ・校区まちづくり組織の名称は、小学校区によって異なっており「〇〇まちづくり協議会」「〇〇小学校区連合自治協議会」などとなっています。校区まちづくり組織は 28 小学校区すべてにおいて結成されています。
- ・校区まちづくり組織は、環境、防犯防災、地域福祉など地域課題に応じてさまざまな活動を展開しています。また、組織の体制として、部会や委員会を設置して役割の分担と専門性を高める工夫をしている校区もあります。

※今後は、「校区まちづくり組織」が、より民主的で開かれた運営等を行い、さまざまな地域課題を地域で解決する、より進化した「協働のまちづくり推進組織」に発展することが期待されます。

「協働のまちづくり推進組織」は、明石市自治基本条例の中で、「地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織」とあり、その具体的な内容を定める、「明石市協働のまちづくり推進条例」が平成 28 年 4 月に施行されました。

協働のまちづくり推進組織の一例

